

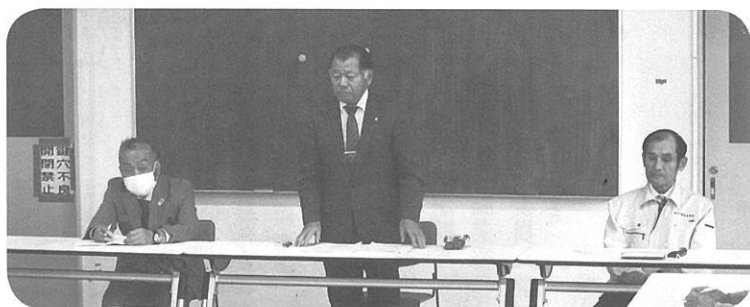
涌谷町 農業委員会だより

町長との意見交換会

令和5年12月26日、町長、副町長、農業委員11名、農地利用最適化推進委員9名が参加し、涌谷町役場第1会議室において「農業委員会と町長との意見交換会」が開催されました。

農業委員・農地利用最適化推進委員からは、「後継者不足で大変だと言われている反面、全国的には遠隔操作の機械を使い大規模に農業を行う若い人が出てきている。いずれ、そのような若者に頼むようになるのではないか。涌谷町においても、取組みたいと希望する者に支援できる体制があればありがたい。」「レモンを栽培しているが、なるべく石油を使わないような栽培を目指し、試験栽培をしている。それが確立すれば、涌谷町でも増やしていけると思う。」「とにかく人がいない。機械の自動化で農業をしていくというが、どうしても下回りの作業は必要になる。これは農業ばかりでなく商業も工業も同じであり、涌谷町はこの事実を見てどう対応するのか。若い人や専門家の話を聞き改善や投資を行っていくべきではないか。」といった意見が出された。町長からは「伸びようとする芽をいかに伸ばしていくか。伸びるものを伸ばすことにより、

触発され新たな芽が出てくる。何が伸びてくるか感じ取り、それを行政の力でさらに伸ばしていきたい。」との考えが述べられた。



主な内容

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| 活動レポート～町長との意見交換会 …………… 1 | 活動レポート～女性農業委員の活動～ …………… 5 |
| 会長あいさつ／表彰報告 …………… 2 | 農業委員会によくいただくご相談 …………… 6 |
| 農地パトロールを実施いたしました …………… 3 | 若手農業者ガンバってます！ …………… 7 |
| 令和6年度涌谷町農作業標準賃金／参考賃借料 …… 4 | 農業委員会からのお知らせ／編集後記 …………… 8 |

会長あいさつ



涌谷町農業委員会
会長
日野 善勝

農業委員会活動に対しましては、日頃からご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

今年は1月1日に発生しました能登半島地震に始まり、翌日の羽田空港での日本航空機と海上保安庁航空機の衝突事故など、多くの事故・事件が報道されました。また、この冬の雪不足と暖かさは、春の水不足と昨年の異常気象がこのまま続くのではないかと心配になります。

農業を取り巻く環境は、人口減少や農業の担い手不足の加速、エネルギー資源や生産資材の高騰が

続いており、農業経営に深刻な影響を与えています。農業委員会は、農業生産の基盤となる農地の、効率的かつ総合的な利用を図るための「地域計画」の基となる「目標地図」の素案作りに、積極的に関与し地域全体での話し合いを行っていきます。

心新たに、当町の基幹産業である農業の持続的発展のために、農業委員会が一丸となって取り組んで参りますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



表彰報告

令和5年11月15日、名取市文化会館で開催された第8回宮城県農業委員会大会において、農業委員会委員・農地利用最適化推進委員として在職15年に達する方へ、宮城県農業会議会長より表彰状が授与されました。涌谷町農業委員会からは黒澤長一委員（前）が表彰されました。



全国農業新聞

～農政の動きを週刊でお届けします！～

農業者の立場に立って編集・発行している“農家のための情報誌”です！

農業・農政が大きな変革の局面を迎えているなかで、農業政策やさまざまな仕組みについてわかりやすく解説しています。また、東北版・みやぎ版では地域の担い手や独自の取組などを紹介しています。

●毎週金曜日発行

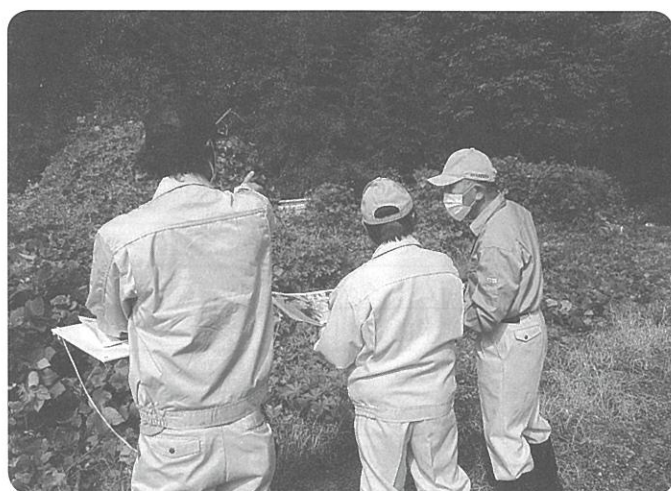
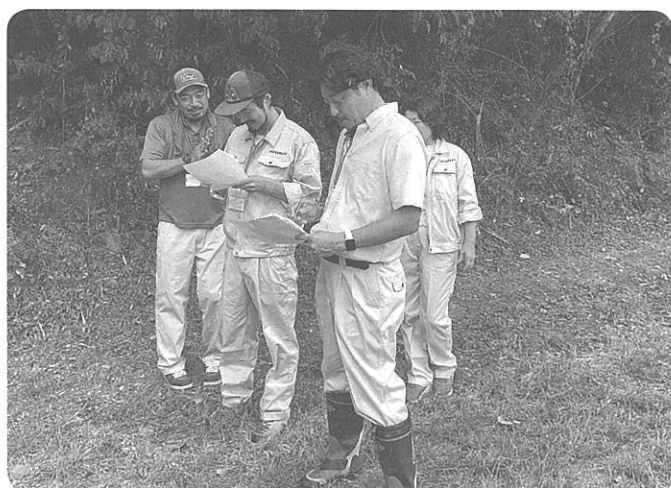
●購読料：月額700円(税込み)

購読ご希望の方、見本誌をご希望の方は涌谷町農業委員会へお申し込みください。

農地パトロール（利用状況調査）を実施しました

農業委員会では、令和5年8月25日から令和5年9月22日まで町内全域を対象として、農地が適切に管理されているか調査を行いました。

今後は調査結果を踏まえて、遊休農地の解消や違反転用の防止に取り組めます。



農地パトロールの様子

調査結果

(令和5年12月末時点)

涌谷町管内の農地面積

34,213,027㎡

新規発生遊休農地

112,583㎡

今年度の遊休農地

464,810㎡

農地の転用は許可制です

食糧供給の基盤である優良農地の確保のため、農地の転用（宅地や太陽光発電施設用地など耕作以外の目的で利用すること）は許可制となっています。

許可なく転用した場合や、事業計画どおりに転用していない

場合は、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。これに従わない場合は、罰則の適用もあります。

罰則…3年以下の懲役または300万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金

法的措置の主な流れ

①農地パトロールで遊休農地等と判断された農地の耕作者に対して、今後の意向を調査いたします。

・自ら耕作する
・農地中間管理機構に貸し付けるなど

②6ヶ月が経っても本人が①の意向どおりに対応していない場合や①の調査に回答しない場合、農業振興地域内にある遊休農地については農地中間管理機構と協議するよう勧告

いたします。

遊休農地は放っておくと法的措置がとられます (農地法第32条、44条)

③勧告後、2ヶ月が経っても協議が整わない場合、県知事の裁定・公告により、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得することがあります。

農地の利用についてお困りのことや、分からないことがありましたら、お早めに地域の農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へご相談ください。

令和6年度(2024年) 涌谷町農作業標準賃金表

今年度の農作業標準賃金額を下記のとおり定めましたので、農作業の受委託契約をする際の「目安」としてご利用下さい。

作 業 区 分			単位	区画別標準額 (単位:円) (消費税込み)		摘 要
				ほ場整備済地区	10a区画の地区	
水 田 耕 起	耕 起	10a	5,200	5,700	耕深13cm以上	
	再 耕 起	10a	4,500	4,900	秋起こした場合	
水 田 代 か き		10a	6,000	6,600	荒代・植え代2回仕上げ	
田 植 え (機 械)	植え付けのみ	10a	6,200	6,500	側条施肥については1,000円増し	
	苗運搬含む	10a	6,900	7,200		
苗		1箱	900			
防除 (粒剤・粉剤散布)		10a	900		粒剤・粉剤代を除く	
稲 刈	コンバイン刈放し	カッター処理	10a	16,000	17,600	もみ運搬含む
		結 束 処 理	10a	17,500	19,100	もみ運搬含む・わら立て含まず
	コンバイン一貫	カッター処理	10a	29,740	31,340	刈取・もみ運搬・乾燥・調整の一貫作業
		結 束 処 理	10a	31,140	32,840	刈取・もみ運搬・乾燥・調整の一貫作業
乾 燥		10a	7,800			
調 製		60kg	660		くず米含む	
色 彩 選 別		60kg	880		選別のみ	
わ ら 収 集・ 梱 包		10a	5,200		収集のみ・梱包のみの場合は両者で決定	
運 搬		1日	15,000		軽トラを標準とする(1時間当 1,880円)	
機 械 散 布	堆 肥 散 布	1t	3,750		マニアスプレッター 堆肥代は含まず	
	肥 料 散 布	10a	950		ブロードキャスター 肥料代は含まず	
作 業 賃 金	オペレーター賃金	1日	10,480		8時間基準・男女共通(1時間当 1,310円)	
	一 般 作 業	1日	7,440		8時間基準・男女共通(1時間当 930円)	
管 理	草 刈	1m	20		1m当 ・ 畦畔のみ	
	自走畦畔草刈機	1時間	3,000		機械・燃料費含む	
	畦畔作り作業	1m	32		片法面とする	
参考	均平	レーザーレベラー	10a	10,700	均平精度±2.5cm以内	

注1 作業賃金(オペレーター賃金・一般作業賃金)は、消費税の対象となりません。

注2 この表の標準額については、「目安」ですので圃場条件や作業内容により通常と異なる場合には、両者で協議の上、決めてください。

令和6年度(2024年) 涌谷町農業委員会「参考賃借料」

農地区分	参考賃借料額	備 考
圃 場 整 備 地 (10a当たり)	15,000	水稻作で転作加味
10a 区 画 地 (10a当たり)	10,000	水稻作で転作加味
不 整 形 田 等 (10a当たり)	7,000	水稻作で転作加味
普 通 畑 (10a当たり)	5,000	露地野菜 (自家消費)

※あくまで参考賃借料として示したものです。

賃借契約にあたっての賃借料額を決める際は、圃場整備や農地に対する負担 (土地の形状に関わる経費、土地改良区費特別賦課金等) を勘案して、両者協議の上決めてください。

涌 谷 町 農 業 委 員 会

女性農業委員の活動について

令和5年11月7日、北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が、秋田県秋田市なかいち「にぎわい交流館AU」で開催されました。

東京農工大学の堀部篤教授による「期待を気にせず、のびのび活動を！特別から当たり前に」と題した基調講演がありました。内容は、女性農業委員のあり方、活動の考え方などでした。

つづいて、各県代表者による事例発表と意見交換があり、女性の社会参画のすゝめ、女性ならではの考え方や素晴らしさを表に出しながら地域・町から少しづつ情報発信の場所を見つけて出すことが必要という意見を聞き、地域活動における男女共同参画の必要性を考えさせられました。

今後はこれらの研修内容を参考にして、男女共同参画や、後継者の育成活動などに継続的に取り組んで参りたいと思います。

及川ふじ子



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます

相続によって不動産を取得した相続人は、不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記（相続人への名義変更の登記）の申請をすることが義務となります。

また、正当な理由がなく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科される可能性があります。

不動産の名義が亡くなった親族名義となっている場合には、早めに相続登記を行えるよう、今のうちから備えましょう！

★ポイント

令和6年4月1日より前の相続でも、未登記であれば義務化の対象となります。この場合は、法律の施行日から3年以内（令和9年3月31日まで）に登記する必要があります。

★制度に関する詳細は、**法務省 不明土地** で検索してください。

★登記の専門家へのご相談は、宮城県司法書士会の「相続登記相談センター」にお問い合わせください。

☎022-221-6870（月・水・金／13:30～16:30）
仙台法務局古川支局



農業委員会によくいただく相談

Q1 農地を売買したいが、手続き等がありますか。

A1 農地を売買する場合、農業委員会の許可が必要です。詳細については、農業委員会にご確認ください。

Q2 未相続の農地は貸したり、売ったりできますか。

A2 売買や贈与、交換は相続登記終了後に申請いただきます。賃貸の場合は、法定相続人の過半数の同意があれば可能です。

Q3 農地を取得して農業を行いたいが必要はありますか。

A3 農地を取得するためには、農地法で定める①全部効率利用要件②農作業常時従事要件③地域との調和要件を満たす必要があります。下限面積要件（権利取得後の農地等の合計面積50アール以上）については、令和5年4月1日から廃止になっています。

Q4 太陽光パネルを設置できるのはどのような農地ですか。

A4 小規模で生産性の低く周辺の営農条件に影響を及ぼさない一団の農地、鉄道の駅や役場から近い農地などで認められます。この判断は多くの要件が含まれますので、事前に農業委員会にご確認ください。なお、農地の所有者等以外の方からの問い合わせには、委任状がなければ応じておりません。

Q5 所有する農地に165㎡（50坪）の農業用倉庫を建てたい。手続きはどうすればいいのですか。

A5 自己所有する農地に自らが使用する200㎡未満の農業用施設を建設する場合、農地法上の転用手続きは不要ですが、農地の現状変更届出書を農業委員会に提出しなければなりません。

Q6 農地の売買について、どのような税金等が課せられますか。

A6 原則として、農地を売った場合は譲渡益に対し税率が20%（所得税15%、住民税5%）課せられますが、取得して5年以内の農地を売った場合は税率39%（所得税30%、住民税9%）になります。また、買った場合は登録免許税と不動産取得税（合わせて固定資産税台帳価格の6%）が課せられ、登記を司法書士に依頼する場合は別途費用が発生します。ただし、農地が農振農用地であり、譲受人が認定農業者・認定新規就農者・2ha以上耕作している農業者等である場合は、税金の控除が受けられ、町が登記を行います。

Q7 父親が農地法第3条の使用貸借により、第三者に農地を貸していましたが、亡くなりました。

A7 まだ貸付期間中ですが、使用貸借は継続されますか。農地法第3条の許可を受けて賃貸した農地は、原則、貸付期間が満了しても、自動的に契約は終了せずに法定更新されることになります。また、同条の許可を受けた農地の賃貸借では、賃借人が死亡した場合、賃借権は相続人に相続され、賃貸借は継続されることになります。

農地中間管理機構の仕組み



農地中間管理機構
(農地集積バンク)

- ① 出し手から農地を借り受け
- ② 場合により簡易条件整備などを実施（出し手・受け手の負担を伴います）
- ③ 受け手（認定農業者など）への農地集積に配慮し貸付

出し手（農地所有者）

市町村・農業委員会
JAなどに相談
機構に貸付



貸付には条件があります。
詳しくは、お問い合わせ
ください。

機構から
借受



受け手（担い手）

市町村が計画を策定し、県が計画を公告。

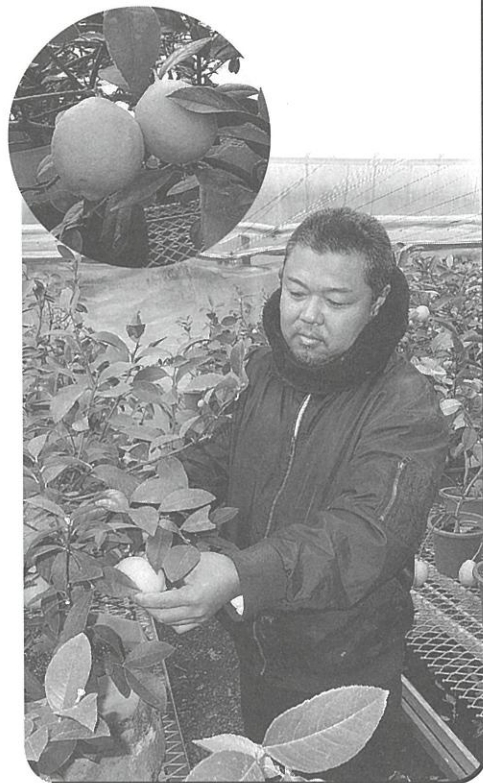


活用しましょう

農地中間管理機構を

若手農業者 頑張ってます!

11区
手嶋 真也



農業を生業としたきっかけは、代々農業を営む農家に生まれたこともあり、宮城県農業実践大学校（現・宮城県農業大学校）を2000年に卒業後、他の農家で2年間研修を受け、家業の水稻と花卉の栽培を手伝うようになりました。農業に携わるかたわら、違う分野のことも学びたいと思うようになり、30歳から35歳まで会社員として様々な知識を習得しました。

その後、農業を本格的に取り組みはじめたところ、幸運にもレモンを作ってもらえないかという話をいただき、レモンの栽培を始め6年目になりました。

レモンは接ぎ木で栽培すれば2年目から収穫できますが、収穫量に限りがあり、木が成長する4年目ごろから収穫量も安定し、現在では250本ほどを栽培しています。

レモンを作り始めてから、さまざまな業種の方々と会う機会が増え、新しいネットワークを通してこれまでない環境の中で、農業以外の話題に刺激を受けながら取り組めることにやりがいを感じています。

現在は、水稻、花卉、そしてレモン栽培の複

合経営ですが、家族経営としては面積が多い傾向にあり、まんべんなく作業することが非常に難しくなっています。

米はJA、花は市場に出荷していますが、直接販売を増やし販売リスクを減らしていくことが今後の課題です。

レモンを東北で栽培するには経費がかさみ、市場に出荷すると原価割れする可能性もあるため、これまで直接販売のみでしたが、インターネットでの販売にも挑戦してみようと考えています。

今後はレモン栽培を現状維持しながら、手がかからない誰でも栽培できる新たな作物を模索し、休んでいる農地が再活用され町全体で収益を上げていくことが出来れば良いと思っています。

結びに「涌谷町の農業は米に固執しすぎているように感じるので、米じゃない他の経営形態にも目を向けていくべきだと思います。」と自身の考えをはっきり述べられる手嶋さん、涌谷町にあった新しい作物を見出し、町を代表する農業者になれることを期待します。



農業者年金

農業者年金がさらに便利になります

～農業委員会やお近くのJAにご相談ください～

農業者年金に
加入できる人

1

国民年金の第1
号被保険者
(国民年金保険
料免除者を除く)

2

年間60日間以
上農業に従事し
ている

3

60歳未満の方

農業者年金の特徴

- ・若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます
35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになりました
- ・農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります
年金の受給開始時期をご自身で選択できます
農業者老齢年金：65歳以上75歳未満
特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）
- ・農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます
加入可能年齢が、60歳から65歳に引き上げられます

60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになりました

- ・支払った保険料全額が社会保険料控除の対象となります

自ら支払った保険料は、家族の分も含めて全額社会保険料控除の対象です。その他、年金運用益が非課税、受け取る年金も公的年金等控除の対象となるなど、税制面の優遇措置が受けられます

- ・認定農業者で青色申告者等には、国庫補助で手厚い支援
39歳までに農業者年金に加入すれば、必要な要件を満たしたときから、政策支援（国庫補助：最大月額1万円）を受けることもできます

農業委員会だより 編集後記

去年は猛暑や水不足で、野菜や稲作に大きな影響がありました。この異常気象が続けば、世界的な食糧不足となり、国内における地産地消が今後重要になるのではないかと感じています。

自分で育てたものを食べるといことは、なかなか体験できないと思いますが、プランターを利用すれば誰でも簡単に野菜を栽培することが出来ます。

植物を育てる、育ててみようする気持ちが、明日の、そして未来の農業を変え、素晴らしい世界を生み出すと私は信じています。

広報部会長 佐々木弘美



涌谷町農業委員会だより

第27号

令和6年3月1日

編集：涌谷町農業委員会

〒987-0192

涌谷町字新町裏153番地2

TEL：0229-43-2120

FAX：0229-42-3313

農業委員会からのお知らせ

こんなときは 農業委員・農地利用最適化推進委員へ！ ご相談ください！

- 農地を売りたい、貸したい ●農地に家を建てたい
- 就農したい ●認定農業者になりたい
- 耕作のため盛土、切土したい
- 農地を山林等に地目変更したい など

農 業 委 員

(委員敬称略)

氏家靖裕 (3区)、渋谷ミホ (9-3区)、手嶋一郎 (11区)、
佐々木弘美 (黄金区)、日野善勝 (下町区)、
大友利明 (小里区)、千葉利一 (岸ヶ森区)、
遠藤和文 (吉住区)、及川ふじ子 (大谷地区)、
白幡利政 (大谷地区)、湯浅輝樹 (石巻市)

農地利用最適化推進委員

(委員敬称略)

菊池功 (1区)、佐々木稔 (2-1区)、相澤強 (9-1区)、
鈴木孝一 (10区)、佐々木大輔 (上郡2区)、
渋谷克巳 (上郡2区)、菅原正博 (下小塚区)、
勝又正徳 (下小塚区)、千葉治 (長根区)、
木村良明 (小里区)、渡辺温 (大谷地区)、大川昌秋 (猪岡区)

農 家 相 談

(委員敬称略)

場所：涌谷町役場 本庁舎 1階 まちづくり会議室

時間：9時00分～10時30分

令和6年4月5日(金) 担当：佐々木弘美、大友利明、氏家靖裕
令和6年5月7日(火) 担当：及川ふじ子、遠藤和文、湯浅輝樹
令和6年6月5日(水) 担当：白幡利政、千葉利一、渋谷ミホ
令和6年7月5日(金) 担当：手嶋一郎、佐々木弘美、大友利明
令和6年8月5日(月) 担当：氏家靖裕、及川ふじ子、遠藤和文
令和6年9月5日(木) 担当：湯浅輝樹、白幡利政、千葉利一
令和6年10月7日(月) 担当：渋谷ミホ、手嶋一郎、佐々木弘美
令和6年11月5日(火) 担当：大友利明、氏家靖裕、及川ふじ子
令和6年12月5日(木) 担当：遠藤和文、湯浅輝樹、白幡利政
令和7年1月6日(月) 担当：千葉利一、渋谷ミホ、手嶋一郎
令和7年2月5日(水) 担当：佐々木弘美、大友利明、氏家靖裕
令和7年3月5日(水) 担当：及川ふじ子、遠藤和文、湯浅輝樹